

平成30年10月15日

福岡空港特定運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、福岡空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、福岡空港に関する運営権を民間事業者に対して設定することにより、民間事業者がその自主性と創意工夫を最大限発揮し、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ、戦略的な路線誘致や空港の一体的な運営を行うことを通じて、福岡空港本来の役割を最大限発揮させ、地域の振興、発展を図るとともに、民間事業者が収益に対し、適切なリスクを負担することで、より効率的な経営を実現することを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：福岡国際空港株式会社

※ 福岡国際空港株式会社は、福岡エアポートホールディングス株式会社を代表企業として、西日本鉄道株式会社、三菱商事株式会社、チャンギ・エアポート・インターナショナル及び九州電力株式会社から構成されるコンソーシアム「福岡エアポート HD グループ」が出資し設立された会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。